

制度・業務

福祉 重度障がい者医療助成

対象 次のいずれかに該当する人

- ①身体障がい者手帳1・2級を持っている
- ②療育手帳Aを持っている
- ③療育手帳B1を持っており、身体障がい者手帳3～6級を持っている
- ④精神障がい者保健福祉手帳1級を持っている
- ⑤難病等の受給者証を持っており、障がい年金（または特別児童扶養手当）1級に該当する

※所得制限があります。助成開始は申請月から。

☎ 障がい福祉課 ☎ 893-6400

教育 就学援助制度

学校生活にかかる費用の支払いが困難な世帯に対し、費用の一部を補助します。

対象 市立各小・中学校の児童・生徒、または市内在住で府立中学校（府立特別支援学校中等部を除く）の生徒の保護者で、令和3年1月～12月分の世帯全員の所得合計額が認定基準以下の人

援助費目 学用品費、通学用品費、学校給食費、医療費、校外活動費、修学旅行費等

※医療費は事前に学校への申請が必要です。また、特定の疾病に限り対象になります。

申込 申請書と必要書類を5/9(月)までに所属学校または学務保健課

※申請書は、市立各小・中学校の全児童・生徒に配布します。それ以外の方はご連絡ください。

※所得証明書が必要な人（令和4年1月1日時点で他市町村に住民票がある世帯）は、証明発行が6月以降となるため、申請書のみ期限内に提出し、証明書は後日提出してください。

※期限内申請は、4月にさかのぼって支給しますが、期限を過ぎると、さかのぼっての支給はできません。

※昨年度に受給されていた人も、新たに令和4年度の申請が必要です。

☎ 学務保健課 ☎ 810-8011



仕事 就職希望者高等学校卒業程度認定試験受験支援事業

この試験に合格すると、高校卒業と同等の資格が得られ、就職活動の幅が広がります。補助を受けるには、就労支援への事前相談が条件です。

※試験の詳細は文部科学省ホームページをご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiken/

相談時間 平日 10:00～12:00、12:45～17:30

相談場所 ゆうゆうセンター1階 人権と暮らしの相談課内

☎ 人権と暮らしの相談課 ☎ 817-0997

子育て 児童扶養手当・特別児童扶養手当

児童扶養手当

父母の離婚や死亡等により、父または母と生計が異なる児童（18歳になって最初の3月31日まで。一定の障がいがある場合は20歳未満）を監護する母、監護し生計を同じくする父、父母以外の養育者（児童と同居・監護・生計維持をする人）に支給されます。※婚姻等、受給資格がなくなった時は、すぐに届出をしてください。

特別児童扶養手当

20歳未満で、政令に指定される障がいのある児童を監護している父母（主として生計を維持する1人）または父母以外の養育者（児童と同居・監護・生計維持をする人）に支給されます。

※障がいの程度や住所・氏名に変更があった場合は届出をしてください。

手当の支給額・条件

令和4年4月から児童扶養手当額、特別児童扶養手当額を0.2%引き下げます。児童扶養手当、特別児童扶養手当とも、公的年金給付との調整や所得制限、支給要件などの条件があります。

児童扶養手当(月額)		
	全部支給	一部支給
本体額	43,070円 (▲90円)	43,060円～10,160円 (▲90円～▲20円)
第2子加算額	10,170円 (▲20円)	10,170円～5,090円 (▲20円～▲10円)
第3子以降加算額	6,100円 (▲10円)	6,090円～3,050円 (▲10円)

特別児童扶養手当(月額)	
等級	月額
1級	52,400円(▲100円)
2級	34,900円(▲70円)

定例払い

特別児童扶養手当は4/8(金)に支給します。

☎ 子育て支援課 ☎ 893-6406

新型コロナウイルス対策のため、催し等の開催を中止・延期する可能性があります。また、催し等に参加する場合も、事前検温、マスク着用、身体的距離確保等の配慮をお願いします。

子育て 児童手当の申請・届け出をお忘れなく

児童手当（特例給付）は、原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。未申請・書類不備等がある場合は支払いができませんので、心当たりがある場合はお問い合わせください。また、次に該当する場合は、必ず届け出が必要です。届け出がない場合、不支給期間や返還金が発生する場合がありますのでご注意ください。

- ▷出生などで子どもが増えたとき（出生日の翌日から15日以内）
- ▷転入したとき（転入した日の翌日から15日以内）
- ▷転出したとき
- ▷公務員になったとき、公務員でなくなったとき
- ▷子どもの監護・生計関係がなくなったとき
- ▷生計中心者が変更になったとき
- ▷その他、支給要件に該当しなくなったとき

☎ 子育て支援課 ☎ 893-6406

税・保険・年金

年金 年金手帳は基礎年金番号通知書に変わります

4月から、新たに年金制度に加入する人や年金手帳の紛失等により再発行を希望する人には、基礎年金番号通知書を発行します。

☎ 枚方年金事務所 ☎ 846-5011
医療保険課 ☎ 892-0121

年金 国民年金保険料の免除申請

大学・短大・専門学校等を卒業し、引き続き国民年金加入中の人で、国民年金保険料の支払いが困難な場合は、50歳未満が対象の免除制度（若年者納付猶予）が申請できます。年金手帳またはマイナンバーカードと本人確認書類（免許証など）を持参しご相談ください。また、学校を卒業後別の学校（大学院等）に変わった場合は、再度学生特例制度の申請ができます。新しい学生証等を持参しご相談ください。

☎ 枚方年金事務所 ☎ 846-5011

税 令和4年度納税通知書の発送時期

今年度の納税通知書発送時期は次のとおりです。

- ▷固定資産税・都市計画税:5月上旬
- ▷軽自動車税(種別割):5月上旬
- ▷市・府民税(普通徴収):6月上旬

☎ 税務室 ☎ 892-0121

納付 滞納徴収重点月間

市は、市税や保険料の負担の公平性の確保を図るため、4月を「滞納徴収重点月間」と定め、市税・保険料の滞納者に対して、催告を強化するとともに、休日開庁を実施します。

市へ納付に対する連絡のないまま滞納すると、差し押さえなどの滞納処分を行いますので、早急に税務室、医療保険課まで連絡してください。

なお、市税（市・府民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税）や保険料の納付には、便利で確実な口座振替（自動払込）をご利用ください。

市税・保険料の休日納付相談

平日、仕事などで納付・相談に來れない人はご利用ください。

日時 4/17(日) 10:00～15:00

場所 市役所本館1階

▷市税:税務室

▷国民健康保険料・後期高齢者医療保険料:医療保険課

☎ 税務室 ☎ 892-0121・医療保険課 ☎ 892-0121

